

第32回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日(火) 午後2時00分から午後4時10分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 0名

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席11番 中川 講一 委員
議席12番 伴 慎也 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第157号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第158号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第159号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第160号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第161号 甲賀市農業委員会活動方針(案)について
- 議案第162号 農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わる別段面積の設定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告及び協議事項

- 会長報告事項
- 副会長報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者(4名)

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
局長補佐(農地係長)	田中 克司
農政係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第32回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・次期農業委員・農地利用最適化推進委員の応募状況
・新たな「食料・農業・農村基本計画」の骨子案

事務局長 ありがとうございました。

これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員はございません。なお、議席4番 西田くみ子委員より遅参の届出があります。よって本総会のただ今の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席11番 中川講一委員と、議席12番 伴慎也委員を指名いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第157号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

まず、3条調書、整理番号22番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第157号をご説明申し上げます。議案書は2ページからとなります。

今月の申請は7件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号22番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページから2ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地であります。

申請理由及び概要について説明いたします。譲渡人は現在遠方にお住まいであり、申請地の隣地を所有している譲受人に声をかけたところ、農地の所有権移転に合意され、申請されました。譲受人は申請地にて水稻を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

整理番号22番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。事務局から説明のあった内容のとおりでございます。譲受人につきましては、自宅の前の田であり、元々ご本人も意欲的に耕作をされておりました。譲渡人につきましては、説明のありましたように、遠方にお住まいでなかなか十分な管理ができないということで、売買をしたいということです。自分の所有の田はこれだけですが、それを渡したいということで成立したものでございます。道沿いでございますが、このままですと荒廃してしまいますけれども、熱心な方が譲受人となられましたので、適切であろうと判断いたしました。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号22番 辻推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 22番、辻です。譲受人は地域の担い手として、農地の集積に熱心に取り組んでおられます。従いまして、農地利用の最適化の推進には支障はございません。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様をお願いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号22番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号23番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号23番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の3ページから4ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外の農地であります。

申請理由及び概要について説明いたします。譲渡人の居住地に隣接する譲受人の土地を駐車場にしたいと考えられ、話をされましたところ、譲受人は耕作条件の良

い申請地との交換に合意され、申請されました。譲受人は申請地にて大根を中心に野菜を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、譲受人から譲渡人に土地を駐車場として渡す案件については、議案第159号、整理番号56番で説明します。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号23番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委

5番、山下です。説明がありましたように、後でまた出てきますが、5条調書でも上がっている案件でございます。譲受人と譲渡人ですが、譲渡人は以前から自分の家の近くの駐車場の確保を求めておられましたし、また譲受人につきましては、農地の拡大を思っておられ、双方の思いが合致いたしました。今回の3条調書につきましては、この3筆を田また畑として耕作するために取得、交換ということになりました。農地法上からも特に問題はなく、適切であると判断いたしました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号24番 松原推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

24番、松原です。山下委員の説明のとおりでございます。先月4日に、これから出てくる5条とこの3条で現地を確認させていただきました。今回、この譲受人は専業農家であり、自宅から2、30メートルの所の土地でありますし、若い人であり、これから農業をがんばってやっていこうと意欲のある方でしたので、私としては何も問題ないと思っております。どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

川村委員

3番、川村です。この面積は違うけれども、等価交換という意味合いでよいのでしょうか、考え方として。面積は違うけれどもこのまま名義を変えて登記ができるということになるわけですか。それと、片方の方は地目を駐車場にされることになっているが、これは交換してから転用されるということですね。

事務局

面積は違いますが等価交換です。それから、畑を駐車場への件については5条の転用申請を出されており、同時に転用されます。

議 長

他に質問はございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号23番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号23番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号24番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号24番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の5ページから6ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外の農地であります。

申請理由及び概要について説明いたします。譲受人は農地の規模拡大を考えており、譲渡人に声をかけられたところ、農地の所有権移転に合意され、申請されました。譲受人は申請地にて野菜を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます

議長 ありがとうございます。

整理番号24番につきましては、議席17番 服部委員から説明をお願いいたします。

担当農委 17番、服部です。事務局の説明のとおりですが、加えて説明させていただきます。譲受人の息子さんが実家の近くで家を持ちたいと考えられまして、譲渡人から売買の形で田を1枚取得され住宅を建てられるのですが、残りの部分は畑として自家野菜などを栽培されます。周りの住宅の方にも了解を得ておられますので、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて区域番号33番 片山推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 33番、片山です。服部委員の説明のとおりでございます。もともと田舎の住宅地のようなところでございます。息子さんがそこに家を建てて、残った所で野菜を栽培するというので、親御さんも農業を教えて、後継者にしたいと申されています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号24番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号24番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号25番・26番については、関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決につきましては、個々に行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号25番・26番につきまして、一括してご説明申しあげます。申請地は参考図の7ページから9ページとなります。申請地は、一筆（新治903）を除き農業振興地域内農用地であります。

申請理由及び概要について説明いたします。譲受人は現在、市内の農地所有適格法人の役員として農業されていますが、自身の耕作規模拡大を考えておられ、整理番号25番は、譲渡人と農地の所有権移転に合意され、申請されました。譲受人は申請地にて水稻および野菜を栽培される予定であります。整理番号26番は、申請地と隣接地の間に畦畔がなく、一枚田となっております。隣接地は譲受人が役員を務める法人が耕作しておりますが、譲受人個人と会社の役員では立場が異なるため、収益等の経営は別に行う必要があります。申請書に添付されている営農計画書では水稻の販売は個人が行い、所得も個人収益にするとされており、その文書も添付されております。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号25番・26番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 15番、福永です。事務局から説明のありましたとおり、申請人から1月29日に申請がございまして、譲渡人から譲受人に対して、親子ということですので別段

問題はないと考えております。また、26番の田につきましても、現在一筆で整備されておりましたので、問題ないと判断いたしましたのでご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続いて区域番号34番 渡邊推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 34番、渡邊です。事務局と福永委員の説明がありましたとおりでございます。私からは特にはございません。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、25番・26番一括して、お伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号25番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号25番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号26番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号26番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号27番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号27番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の10ページから11ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地であります。
申請理由及び概要について説明いたします。譲渡人が市外に移転されるにあたり土地の処分を考えられたところ、近隣にお住まいであり、農地の規模拡大を考えておられた譲受人と農地の所有権移転に合意され、申請されました。譲受人は申請地

にて水稻を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号27番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委

15番、福永です。2月7日に三雲推進委員と現地確認をいたしました。現在も譲受人が耕作をされております。譲渡人が草津市に引っ越しされ、その機会に土地を処分したいということで譲受人に相談されたところ、快く受けられましたので、全く問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号35番 三雲推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

35番、三雲です。事務局ならびに農業委員からの説明のとおり、特に問題はないと判断しております。特に譲受人につきましては、年々拡大されて、熱心に営農に取り組んでおられるということで、特に問題はないと判断しております。以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号27番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号28番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長

続きまして、整理番号28番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号28番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の10ページから12ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地であります。

申請理由及び概要について説明いたします。譲渡人は整理番号27番の方と同じ

で、同じく近隣にお住まいであり、農地の規模拡大を考えておられた譲受人と農地の所有権移転について合意され、申請されました。譲受人は申請地にて水稻を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。
 整理番号28番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 15番、福永です。27番の3条調書と同じような状態ですが、譲渡人が全く同じ方で、譲受人が現在も水稻を作付けされておられまして、池田地区から離れられるということで、同じように売買されました。よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございました。
 続いて区域番号35番 三雲推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 35番、三雲です。事務局ならびに農業委員からの説明のとおり、特に問題はないと判断しましたのと、譲受人は近隣でも農地を持っておられ、熱心に営農をされておられるということで、特に問題はございません。以上です。

議 長 ありがとうございました。
 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号28番について採決いたします。
 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
 よって、整理番号28番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
 議案第157号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第158号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
 最初に、4条調書、整理番号19番・20番については、関連がございますので一括審議といたします。なお、採決につきましては個々に行います。
 事務局の説明を求めます。

事務局

議案書第158号をご説明申し上げます。議案書は5ページからとなります。

今月の申請は3件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、・転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号19番・20番につきまして、一括してご説明申し上げます。申請地は参考図の13、14ページ、16ページ、土地利用計画は15、17ページとなります。申請地は、農用地区域内の農用地及び農地であり、原則、農地転用は不許可となりますが、当該案件は平成25年3月31日に農林水産省農村振興局長から通知された「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」による施設であるため、農用地区域内農地でも要件を満たせば許可の要件を満たします。

転用理由及び概要について説明いたします。農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置する営農型太陽光発電施設を行うため、申請者は平成28年12月9日に農地転用4条の許可申請をされ、第30回農業委員会総会の議案第135号にて審議され、許可相当とされました。ただし、国通知により、営農型太陽光発電は最長3年間の一時転用許可となり、当初許可の期限が令和2年1月19日に満了したことから、今回、更新の申請を行われました。

一時転用の再許可は、これまでの転用期間における下部の営農状況を十分に勘察し、総合的に判断することとされており、具体的には営農が行われない、下部の農地における農作物の単収が地域の平均値より2割以上減少している、農作物の品質が著しく劣化している場合は更新ができません。申請者は下部農地で榊を栽培しており、申請書に添付された営農計画書では1反あたり392本の榊の収穫を見込まれていますが、苗木からの生育のため収穫は当初許可から5年後とされており、この更新では、単収や品質でなく営農状況によって判断します。なお、整理番号19番は平成30年5月に隣水路の氾濫により多くの苗木が流されたため、平成31年2月に水路工事を行われ、榊を再植されました。その後は適正に除草および施肥を行っており、順調に生育していることから営農が適切に行われていると判断しましたが、榊の収穫時期は再植時から5年後となります。なお、整理番号20番は、順調に生育しており、令和4年には収穫が見込めます。今回の申請は一時転用の更新となるため、許可日は令和2年3月から令和5年3月までとなります。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

整理番号19番・20番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。

担当農委

12番、伴です。19番・20番の案件につきまして、事務局より詳細に説明のあったとおりです。19番につきましては、推進委員と共に、昨年、現地を見て排水対策として改修する部分と、一部枯れた面もあり、再植をされたという現状でございます。営農に関する意欲は十分持つておられると感じております。また20番につきましては、順調に生育し、本年度から一部は販売できるのではないかと考え

ております。両案件とも営農意欲を持って取り組んでおられますので、許可相当と
考えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、整理番号19番につきましては、区域番号3番 川嶋推進委員、補足説明
がございましたらお願いいたします。

担当推委 3番、川嶋です。伴委員から説明がありましたとおり、許可相当と思います。皆
さんの審議をよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、整理番号20番につきましては、区域番号4番 筧推進委員、補足説明
がございましたらお願いいたします。

担当推委 4番、筧です。整理番号20番につきましては、榊も順調に生育しておりまし
て、管理も十分になされておりますので、許可よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご
質問等がございましたら、整理番号19番・20番一括してお伺ひいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号19番につ
いて採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号19番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに
決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号20番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに
決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号21番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号21番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の18ページ、19ページ、土地利用計画は20ページとなります。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用の要件を満たす第3種農地であります。

申請理由及び概要について説明いたします。申請者は、住宅を改築するため土地の調査を行われたところ、現状宅地となっている土地の地目が畑であることが判明したため、地目を現況に合わせるために申請をされました。計画によりますと、現状のまま車庫、一般住宅、通路、物置、庭、玄関アプローチとして利用されます。雨水排水は、南西側の排水溝に放流され、生活排水は公共下水にて処理されていることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号21番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 4番、西田です。事務局の説明のとおりであります。加えて説明させていただきます。申請者の父が一般住宅を建築した際に、通路や物置等を設置しておられました。今般、ご子息が結婚されて、この物置を改装するというので4条の許可申請ができていないことが判明したものです。60年前に父がされていたことですので、周辺の住宅地にも何ら問題ないと思っておりますので、許可審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて区域番号25番 山本推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 25番、山本です。西田委員が話されたとおりです。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号21番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第158号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第159号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、5条調書、整理番号52番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第159号をご説明申しあげます。議案書は7ページからとなります。
今月の申請は8件で、譲受人、譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号52番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の21ページ、22ページ、土地利用計画は23ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、隣接土地の建物を購入し、建物1階の駐車場を物置として利用され、新たに駐車場が必要なため申請されました。計画によりますと、造成工事を行わず、現状のまま駐車場として利用されます。また、雨水は、敷地南側の既設側溝を利用して処理されることから、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号52番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 10番、倉田です。事務局から説明のあった議案について意見を申し述べます。
現地を確認しましたところ、申請地は宅地と道路、水路に囲まれた狭隘地43平米でございます。現在は荒地となっております。農業を営むには全く不適だと認めました。転用目的は隣接する宅地の駐車場であります。申請地以外に適当な駐車場用地を求めるのは困難と認めました。当該土地の利活用を考えますと、申請どおりの駐車場に転用することは適正であると判断しました。なお、当該転用に伴う周辺への悪影響はないと判断しました。以上から、本申請の許可は妥当であると思しますので、よろしく審議、決定をくださるようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続いて区域番号7番 福本推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

- 担当推委 7番、福本です。事務局ならびに倉田委員の説明のとおりです。43平米の転用申請でございますが、元は本社事務所を建てるために転用されたのですが、その時の存命の両親が畑として残すようにとわずかの13坪ほどが残ったと、転用せずに畑のまま残したといういきさつがあったと譲渡人から聞いております。委員の説明のとおり、付近の状況等からしても周辺の農用地に影響はなく、排水等も完璧にされておりますので、特に問題なく、許可いただきたいと思っております。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号52番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号52番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号53番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号40番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の24ページ、25ページ、土地利用計画は26ページとなります。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。
申請理由及び概要について説明いたします。譲受人が現在居住している住居が手狭になり、将来のことを考え実家近くに家を構えようとして、一般住宅建設のため申請をされました。計画によりますと、土地の造成を行い、譲受人夫婦が住む一般住宅を建設されます。また、雨水は、道路側溝へ排水し、汚水については、公共下水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には住宅ローン事前審査結果が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号53番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 18番、田畑です。5条調書53番につきましては、事務局より詳しい説明がありました。私からも説明をさせていただきます。譲渡人、譲受人は親子関係であり、譲受人は現在、町外に住んでおられますが、現住所では家族も増え、手狭になってきたため、実家近くの申請地に計画をされました。また譲受人は将来、親の面倒を看なければならずという思いもあり、本申請となりました。本申請地は、二十数年前、祖父の時代に不耕作となり、使い勝手の良いように現在に至っております。本申請地の隣接には農地はありません。雨水排水につきましては、市道側溝に排出され、周辺に被害を及ぼすことはありません。汚水は公共下水道にて処理されます。地元の農業改良組合長もお認めをいただいております、担当の綾戸最適化推進委員と共に1月31日、現場確認をしております。以上、総合的に判断をいたしまして、許可相当と判断させていただきました。どうかよろしくご審議いただき、お認めをいただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続いて区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書を朗読します。
当案件地は以前より不耕作地であり、年に何回か譲渡人が草刈りを行っていた場所です。今回、結婚に伴い、親である譲渡人の土地で住居を建てる運びとなりました。何ら問題もなく、許可相当であることを申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号53番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号53番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号54番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号54番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の27ページ、28ページ、土地利用計画は29ページとなります。申請地は、街区の面積に

占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は自動車整備業を営んでおり、事業拡大により中古車等の保管場所が手狭となったため、自己所有地の隣接地を資材置場とするため申請されました。計画によりますと、造成を行わず、現状のまま資材置場として利用されます。また、雨水は敷地内自然浸透により処理され、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号54番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委

7番、吉田です。この案件につきましては、2月1日に現地を確認させていただきました。この畑は10年位、不耕作のまま置いておかれたということです。周辺にあるのは構造改善地区の田です。この案件は本人もご病気で今後も管理できないということで譲受人と話されましたので、適正であると考えております。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号20番 青木推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

20番、青木です。吉田委員から説明されたとおりでございます。譲渡人も高齢となってきて、体も不自由になられておられますので、今後の管理ができないという状態になっておまして、この譲受人との話ができたことで、この不耕作地が有効に利用されると考えます。隣接者の方々も問題はないということでございますので、適切かと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号54番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号54番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号55番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号55番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の30ページ、31ページ、土地利用計画は32ページとなります。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設設置場所を探しておられたところ、譲渡人に土地の売買について承諾が取れ申請されました。計画によりますと、造成工事を行わず、南側に向け太陽光パネル168枚、パワーコンディショナー6台を設置し、33.0キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地内自然浸透及び既設側溝へ放流により処理され、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金と借入金により賄われる予定で、申請書には預金通帳の写しと借入金申込が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号55番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。事務局から説明のありましたように、当該地につきましては、譲渡人が町外にお住まいであり、高齢であり、土地の管理が十分にできないということで、利用される方を探しておられたところ、譲受人が太陽光発電施設用の土地を探しておられたので、思いが合致いたしまして、転用申請が出されたものでございます。現地は2月8日に推進委員と確認をさせていただきました。転用はやむを得ないということで判断させていただきました。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号23番 瀬古推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 23番、瀬古です。事務局ならびに山下委員の説明のとおりでございます。2月8日に現地確認をいたしまして、集落地の中の申請地ではございますが、周辺の農地といってもあまりありませんので、農地への影響はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号55番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号55番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号56番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号56番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の33ページ、34ページ、土地利用計画は35ページとなります。申請地は住宅等が連たんしている区域内の農地で、農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由及び概要を説明いたします。申請地に隣接する家屋が譲受人の自宅であり、現在2台分の駐車場を確保されていますが、手狭であり、もう1台止めるスペースを確保のため申請されました。計画によりますと、造成工事を行わず、現状のまま、駐車場として利用されます。また、雨水は敷地内自然浸透により処理され、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、譲渡人は議案第157号、整理番号23番の譲受人であり、土地の交換となります。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号56番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 5番、山下です。事務局から説明のありましたように、先ほどの審議いただきました3条調書整理番号23番と関連するものでございます。ご本人の、譲受人の自宅がすぐ横でございまして、場所も道路に囲まれた角地でございます。何とかこの土地を駐車場として利用したいと以前から思っておられまして、譲受人、譲渡人双方の思いが合致いたしまして、今回の申請となったものでございます。付近の状況から考えて、他の農地には横に側溝もございまして、排水等も問題ないと判断いたしまして、適切であろうということで同意いたしました。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号24番 松原推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 24番、松原です。山下委員からご説明いただいたとおりです。先ほど3条の時にご質問のありました土地交換、等価交換なのですが、今回譲受人は自分の畑が敷地となりますので、土地評価も宅地並みに上がってきますので、2.5倍程の面積差がありますが、それは関係なく等価交換したということです。私も何も問題ないと思いますので、どうかご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号56番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号56番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号57番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号57番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の36ページ、37ページ、土地利用計画は38ページとなります。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設設置場所を探しておられたところ、譲渡人（親）に承諾が取れ申請されました。計画によりますと、造成工事を行わず、現状のまま南側に向け太陽光パネル168枚、パワーコンディショナー9台を設置し、38.5キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地内自然浸透により処理され、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金および借入金により賄われる予定で、申請書には通帳の写しおよび金融機関の融資審査結果書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号57番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 4番、西田です。事務局から説明していただきましたとおりです。ここの土地につきましては、先月この隣接地について申請がありました場所で、大原推進委員も私も日常的によく見えています。申請された田は、北に向かって高低差がある所で、草を刈るのも大変だということで、その手前の所も既に太陽光発電をされておりまして、その続きとして今回申請されたものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号27番 大原推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 27番、大原です。西田委員の説明のとおりで問題ございません。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号57番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号57番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号58番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号58番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の39ページ、40ページ、土地利用計画は41ページとなります。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。現在アパートで生活されていますが、将来のことを考え実家近くに家を構えようとして場所を探されていたところ、

農業の継続ができず、土地の処分を考えていた譲渡人と売買について合意され申請されました。計画によりますと、土地の造成を行い、一般住宅を建設されます。また、雨水は宅地内排水により処理し、汚水については、公共下水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金および借入金により賄われる予定で、申請書には通帳の写しおよび住宅ローン事前審査結果が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、都市計画法第29条による開発案件となりますので、許可は開発許可と同日になります。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号58番につきましては、議席17番 服部委員から説明をお願いいたします。

担当農委

17番、服部です。先ほどの3条申請整理番号24番と重複しますが、譲受人は現在市外に住んでおられまして、実家の近くで家を持ちたいということで、今回の申請に至ったわけです。将来は両親の手伝いをしていきたいと考えておられ、スーブの冷めない距離と言いますか、実家からはすぐ近くですので、お互いに心強いと喜んでおられます。許可相当と考えられますので、皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号33番 片山推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

33番、片山です。特に補足説明はございませんが、服部委員が申されたとおり、何の問題もないと思いますので、審議のほどよろしく願います。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号58番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号58番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きます、整理番号59番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号59番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の42ページ、43ページ、土地利用計画は44ページとなります。申請地は、住宅等が連たんしている区域内の農地で、農地転用の要件を満たす第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は法人であり、太陽光発電による売電を事業の一環とされています。事業拡大のため太陽光発電施設設置場所を探しておられたところ、高齢で土地の管理ができない譲渡人に地上権設定の承諾が取れ申請されました。計画によりますと、造成工事を行わず、現状のまま南側に向け太陽光パネル324枚、パワーコンディショナー9台を設置し、49.5キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地内自然浸透により処理され、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には通帳の写しが添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます

議 長 ありがとうございます。
整理番号59番につきましては、議席13番 寺田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 13番、寺田です。事業内容については事務局より説明いただいたとおりです。申請地につきましては、5年ほど前より用水であるため池がつぶれて、それから耕作ができなくなったということで、管理をされていた次第です。今回、譲受人との話がまとまり、土地の有効利用を考えられて、地上権のついた使用貸借ということで申請となりました。現地確認は2月3日、瀬野推進委員と共に行っております。地元同意等ももらっておられることから、何ら問題はないものと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号44番 瀬野推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 44番、瀬野です。事務局ならびに寺田委員から説明のあったとおりで、とおりで何も問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号59番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号59番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第159号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第160号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席1番小倉委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【小倉委員 退席】

議長 　事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第160号をご説明申し上げます。議案書は11ページからとなります。
今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は60件で、借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。12ページから14ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数45名、借り手は実人数14名、面積は121,034平方メートル、12.1ヘクタールとなります。また、借り手、買い手の経営状況につきましては、26ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 　ありがとうございました。
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第160号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第160号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。
議案第160号については、以上であります。

それでは、小倉委員の入室、着席を求めます。

【小倉委員 入室・着席】

議長 続きまして、議案第161号「甲賀市農業委員会活動方針（案）について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「農業委員会活動方針」については、平成29年4月総会で議決いただいた平成29年4月から令和2年3月までの3カ年計画であり、その更新時期を迎えました。

そのため、「農業委員会活動方針作成委員会」を発足し、7月総会で各町2名の委員に中立委員を加えた11名の委員決定を報告しておりますが、中川耕一委員長、寺田勝典副委員長のもと、3回の委員会で検討を重ね、本日提案させていただくものです。

まず、「基本方針」については、国と市の農業を取り巻く厳しい環境を示し、農業委員会は、農地転用や利用権移動等の農地法に基づく許認可など、これまでの「農地を守る」業務に加え、農地利用の集積・集約や遊休農地の対策、また新規参入の促進など、「農地利用の最適化」に向けた「農地を活かす」業務を担います。地域農業の実情を知り、農業者の信頼が厚い農業委員・推進委員がリーダー的役割を果たし、甲賀市の農業をリードする積極的な活動を基本方針としています。

次に、「基本計画」については、根拠法令に基づき、1) 農地行政の適正な執行、2) 農地利用最適化の推進として、①遊休農地、違反転用の防止・解消、②「人・農地プラン」のコーディネーター役として担い手への農地集積・集約、③認定農業者、新規就農者の確保・育成及び集落営農の組織化・法人化、3) 情報の収集及び提供、4) 「農地利用最適化施策に関する意見書」の提出、5) 農業者年金制度等の加入推進、6) 地産他消の推進に向けた活動を掲げています。

なお、2) 農地利用最適化の推進に関連して、中間目標年次を迎える「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証・見直しについては、「毎年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」のうえ「毎年度の活動計画」を作成していることから、この指針を令和5年まで継続することとします。

なお、1月総会で議決いただいた「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の理念を最後に謳っておりますことを申し添え、説明とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第161号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第161号につきましては、原案のとおり可決します。
議案書の（案）を消していただきますようお願いいたしますとともに4月以降はこの活動方針に基づき、委員会業務を執行することとします。なお、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の理念を謳っておりますことから、皆様方の自覚と責任をお願い申し上げます。
議案第161号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第162号「農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わる別段面積の設定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第162号をご説明申し上げます。
「別段の面積」の検討に至る経緯については、「高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農を促進する。」と示した「甲賀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で検討すると示しており、地域ブロック会議でも意見があったことから検討を必要としたものです。併せて、農業委員会が「別段の面積」を設定できるようになった平成21年度の改正農地法により、甲賀市においては、平成23年度から鮎河・山内学区で30アールの別段の面積を設定していますが、その検討の際、朝宮学区と多羅尾学区については、農業情勢の推移により、必要があれば別段の面積の検討を行うとしたことによるものです。

こうした経緯をふまえ、「下限面積検討委員会」を発足し、7月総会で各町2名の委員に中立委員を加えた11名の委員決定を報告しておりますが、伴慎也委員長、小倉剛副委員長のもと、4回の委員会で検討を重ね、本日提案させていただくものです。

この「別段の面積」の検討については、小学校区単位を設定の基本とし、地域ブロック会議で地域の声を聞きながら、その必要性を検討したものです。経営耕地面積・高齢化率・耕作放棄率、経営規模・担い手確保など、地域農業の背景は異なりますが、遊休農地が相当程度存在し、担い手が不足する、農地法施行規則第17条第2項に該当する地域は多数あります。しかしながら、新規就農者を求める「別段の面積」の設定には、一般論としてですが、新規就農者の農地取得が容易になるメリットがある反面、農地分散による担い手への集積・集約の阻害や投機目的・転用目的での取得が懸念されるデメリットもあります。こうしたメリット・デメリットを勘案するなか、地域の農業事情、地域の意見を尊重しつつ、対象地目や営農条件にも言及した検討・協議を重ねたところです。

結果、農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項の農林水産省

令で定める基準に該当し、農地取得による営農意欲の向上が見込まれ、農業従事者の確保、遊休農地の拡大防止等が期待できるとして、上朝宮、下朝宮および宮尻の朝宮学区の「別段の面積」を30アールとすることを提案させていただきます。なお、令和2年4月1日告示とし、4月に開催されます農事改良組合長会議での説明など、周知期間を考慮した令和2年6月1日施行、権利設定許可案件は7月からの適用と考えております。

また、この「別段の面積」、下限面積の検討とともに、空き家に付随する農地に限定した下限面積も別途検討しておりますことを申し添え、説明とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第162号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第162号につきましては、原案のとおり可決します。
議案第162号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告をいたします。調書は32ページからとなります。参考図は45ページから49ページとなります。農地法第4条の届出は、市街化区域内において、権利の設定、移動のない農地転用の届出でございます。農地法第4条の届出地は参考図の45ページから47ページとなります。

今月の届出は3件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、32ページの調書のとおりでございます。内容は、駐車場が1件、住宅用地が1件、太陽光発電施設が1件であります。

続きまして、農地法第5条の届出は、市街化区域において所有権移転、または賃貸借権等の設定を伴う、農地転用の届出でございます。農地法第5条の届出地は参考図の48ページとなります。

今月の届出は1件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、33ページの調書のとおりでございます。届出内容は、一般住宅が1件であります。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号・200平方メートル未満の農業用

施設につきまして、報告をいたします。届出地は参考図の49ページとなります。これは、農地法第4条第1項第8号の規定により、所有農地を200平方メートル未満で自己の農業用施設へ転用する届出でございます。

今月の届出は1件で、届出人の住所・氏名、土地の所在等につきましては、34ページの調書のとおりです。以上でございます

議 長 ありがとうございます。
報告案件は以上であります、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

推進委員におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

ここで一旦、休憩とします。再開は15時50分といたします。

【休憩】

議 長 それでは、会議を再開します。
これより報告事項に入ります。
最初に、**報告事項1の「会長報告事項」**について、私よりご報告いたします。

会 長 ・滋賀県都市農業委員会連絡協議会第3回会長会について

議 長 続きまして、**報告事項2の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。

副 会 長 ・委員農地パトロールの結果について

議 長 続きまして、**報告事項3の「広報編集委員会報告事項」**について、山下委員長よりお願いいたします。

山下委員長 ・第26回「農業委員会だより」全国コンクール入賞決定について

議 長 続きまして、**報告事項4の「事務局報告事項」**について、お願いします。

事 務 局 ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
・集落の話し合いの進め方研修会（2月25日）の結果について
・農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果
農地利用最適化推進委員の追加募集について
・FIT法について

議 長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

西田委員 4番、西田です。今日も推進委員の多くの方が、仕事を休んで本総会に出席いただきました。総会では多くの案件が出ていますが、意見をあまり出されず、「異議なし」で通っていきます。役員会で十分検討していただいていることもあり、それ以前に事務局で法的に問題がないかも検討していただいておりますので、敢えて問題があるとは思っておりません。しかし、せっかく来ていただいている推進委員の方の前で、ただ全員挙手「異議なし」で進んでいくことに対し、推進委員の方ほどの様に感じておられるのだろうかと思います。改選が行われ、新しい委員の方が出てこられます。全案件を役員会の様にすれば、時間が足りないということも分かりますが、何かいい方法がないかと、以前から思っていましたので発言させていただきました。

事務局長 農業委員会の制度検討委員会を設けていただいております。その中でも役員会や総会について様々なご意見が出ております。西田委員が申されたように、役員会ではかなり議論されていますので、役員の方々は総会では発言されないのが通例ともなっています。そういったことも含め、7月改選のスタート段階でどのような形がよいのか議論をする余地があると思います。できれば4月の役員会でも協議をさせていただこうと思います。

議長 それと併せて、各ブロック会議では推進委員の方が主になって活動をしていただいております。その場において、農業委員の役割として、推進委員に対し、様々な意見や質問を出していただけるように進行に加わるのも必要なのではないかと考えます。いつも総会時に質疑の時間を取っていますが、質問等もなく「異議なし」で進んでいます。我々は発言のきっかけづくりができるような心がけをし、また推進委員のブロック会議で発言を促すよう徹底していただくことも必要と考えますので、その節はよろしく願います。

議長 他に、特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。
ご審議いただきありがとうございますございました。

事務局長 それでは閉会にあたり、田畑副会長がご挨拶を申し上げます。

副会長 【閉会挨拶】

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長

議事録署名人

議事録署名人
